

二 就労支援員 指定就労移行支援事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を十五で除した数以上

三 サービス管理責任者 指定就労移行支援事業所ごとに、イ又はロに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれイ又はロに掲げる数

イ 利用者の数が六十以下 一以上

ロ 利用者の数が六十一以上 一に、利用者の数が六十を超えて四十又はその端数を増すことに一を加えて得た数以上

2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

3 第一項に規定する指定就労移行支援事業所の従業者は、専ら当該指定就労移行支援事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない。

4 第一項第一号の職業指導員又は生活支援員のうち、いずれか一人以上は、常勤でなければならない。

5 第一項第二号の就労支援員のうち、一人以上は、常勤でなければならない。

6 第一項第三号のサービス管理責任者のうち、一人以上は、常勤でなければならない。

(認定指定就労移行支援事業所の従業者の員数)

第七十六条 前条の規定にかかわらず、あん摩マツサージ指圧師、はり師及びきゆう師に係る学校養成施設認定規則(昭和二十六年文部省・厚生省令第二号)によるあん摩マツサージ指圧師、はり師又はきゆう師の学校又は養成施設として認定されている指定就労移行支援事業所(以下この章において「認定指定就労移行支援事業所」という。)に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

一 職業指導員及び生活支援員

イ 職業指導員及び生活支援員の総数は、指定就労移行支援事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を十で除した数以上とする。

ロ 職業指導員の数は、指定就労移行支援事業所ごとに、一以上とする。

ハ 生活支援員の数は、指定就労移行支援事業所ごとに、一以上とする。

ニ サービス管理責任者 指定就労移行支援事業所ごとに、イ又はロに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれイ又はロに掲げる数

イ 利用者の数が六十以下 一以上

ロ 利用者の数が六十一以上 一に、利用者の数が六十を超えて四十又はその端数を増すことに一を加えて得た数以上

2 前項の従業者及びその員数については、前条第二項から第四項まで及び第六項の規定を準用する。

(準用)

第七十七条 第五十一条及び第七十九条の規定は、指定就労移行支援の事業について準用する。この場合において、認定指定就労移行支援事業所については、第七十九条の規定は、適用しない。

第三節 設備に関する基準

(認定指定就労移行支援事業所の設備)

第七十八条 次条において準用する第八十一条の規定にかかわらず、認定指定就労移行支援事業所の設備の基準は、あん摩マツサージ指圧師、はり師及びきゆう師に係る養成施設認定規則の規定によりあん摩マツサージ指圧師、はり師又はきゆう師に係る学校養成施設として必要とされる設備を有することとする。

(準用)

第七十九条 第八十一条の規定は、指定就労移行支援の事業について準用する。

第四節 運営に関する基準

(実習の実施)

第八十条 指定就労移行支援事業者は、利用者が第八十四条において準用する第五十八条の就労移行支援計画に基づいて実習できるように、実習の受入先を確保しなければならない。

2 指定就労移行支援事業者は、前項の実習の受入先の確保に当たっては、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター及び盲学校、聾学校、養護学校等の関係機関と連携して、利用者の意向及び適性を踏まえて行うよう努めなければならない。

(求職活動の支援等の実施)

第八十一条 指定就労移行支援事業者は、公共職業安定所での求職の登録その他の利用者が行う求職活動を支援しなければならない。

2 指定就労移行支援事業者は、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター及び盲学校、聾学校、養護学校等の関係機関と連携して、利用者の意向及び適性に応じた求人への開拓に努めなければならない。

(職場への定着のための支援の実施)

第八十二条 指定就労移行支援事業者は、利用者の職場への定着を促進するため、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、利用者が就職した日から六月以上、職業生活における相談等の支援を継続しなければならない。

(就職状況の報告)

第八十三条 指定就労移行支援事業者は、毎年、前年度における就職した利用者の数その他の就職に関する状況を、都道府県に報告しなければならない。

(準用)

第八十四条 第九条から第十七条まで、第十九条、第二十条、第二十一条、第二十三条、第二十八条、第三十六条から第四十一条まで、第五十七条から第六十条まで、第六十六条、第六十八条から第七十条まで、第七十三条から第七十五条まで、第八十四条から第八十九条まで、第九十一条、第九十二条、第六十六条、第六十四条、第六十五条及び第六十六条の規定は、指定就労移行支援の事業について準用する。この場合において、第九条第一項中「第三十一条」とあるのは、「第八十四条において準用する第八十九条」と、第二十条第二項中「次条第一項」とあるのは、「第八十四条において準用する第五十九条第一項」と、第二十一条中「支給決定障害者等」とあるのは、「支給決定障害者」を除く。以下この条において同じ。のと、当該支給決定障害者等」とあるのは、「当該支給決定障害者」と、第二十三条第二項中「第二十一条第二項」とあるのは、「第八十四条において準用する第五十九条第二項」と、第五十七条第一項中「次条第一項」とあるのは、「第八十四条において準用する次条第一項」と、療養介護計画」とあるのは、「就労移行支援計画」と、第五十八条中「療養介護計画」とあるのは、「就労移行支援計画」と、同条第八項中「六月」とあるのは「三月」と、第五十九条中「前条」とあるのは、「第八十四条において準用する前条」と、第七十五条第二項第一号中「第五十八条」とあるのは、「第八十四条において準用する第五十八条」と、療養介護計画」とあるのは、「就労移行支援計画」と、同条第二号中「次条」とあるのは、「第八十四条」と、同条第三号中「第六十五条」とあるのは、「第八十四条において準用する第八十八条」と、同条第四号中「第七十三条第二項」とあるのは、「第八十四条において準用する第七十三条第二項」と、同条第五号及び第六号中「次条」とあるのは、「第八十四条」と、第八十九条中「第九十二条」とあるのは、「第八十四条において準用する第九十二条」と、第九十二条中「前条」とあるのは、「第八十四条において準用する前条」と、第九十四条中「支給決定障害者」とあるのは、「支給決定障害者(厚生労働大臣が定める者に限る。以下この条において同じ。）」と読み替えるものとする。

第十二章 就労継続支援A型

第一節 基本方針

第八十五条 規則第六条の十第一号に規定する就労継続支援A型に係る指定障害福祉サービス(以下「指定就労継続支援A型」という。)の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、専ら規則第六条の十第一号に規定する者を雇用して就労の機会を提供するとともに、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。